



自動車税種別割、軽自動車税（種別割）の変更手続きを忘れずに

■自動車税種別割

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

◇引っ越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和3年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

◇変更登録が間に合わないときは・・・

札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きをしてください。

問合せ 札幌道税事務所自動車税部 ☎011-746-1190 *自動音声でご案内します。

ホームページURL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>

●軽自動車税（種別割）【軽自動車、二輪車等】

軽自動車税（種別割）は4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車等の名義変更や廃車をした場合は、4月1日までに変更にかかる手続きを済ませてください。4月2日以降に手続きをしても、旧所有者に年税額の全額が課税されますのでご注意ください。

○次の場合は手続きが必要となります。

- ・軽自動車等を廃車した場合
- ・車両置き場の市区町村が変わった場合
- ・所有者が変わった場合
- ・盗難にあった場合

○軽自動車等の種別によって、変更手続きの場所・問合わせ先が次のとおりとなりますので、ご注意ください。

種別	手続きの場所・問合わせ先
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車、ミニカー	余市町役場税務課課税グループ ☎0135-21-2115
125ccを超える二輪車	札幌運輸支局 札幌市東区北28条東1丁目1 ☎050-5540-2001
軽自動車（660cc以下）	全国軽自動車協会連合会札幌地区事務所 札幌市北区新川5条20-1-20 ☎011-768-3955

問合せ 税務課課税グループ ☎21-2115



国民年金からのお知らせ

■新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細につきましては次の連絡先までお問い合わせ願います。

問合せ 小樽年金事務所国民年金課 ☎0134-23-4236

福祉課 福祉グループ ☎21-2120